

身体障害者更生施設等の運営について

平成10年 3月30日

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、障障第22号

標記については、昭和60年1月22日社更第9号厚生省社会局更生課長通知により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を別紙のとおり改正することとした。

その概要及び留意点は下記のとおりであるので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、御了知の上、貴管下市町村及び関係者に対する周知徹底を図るとともに、適正な施行に向けた対応方願います。

記

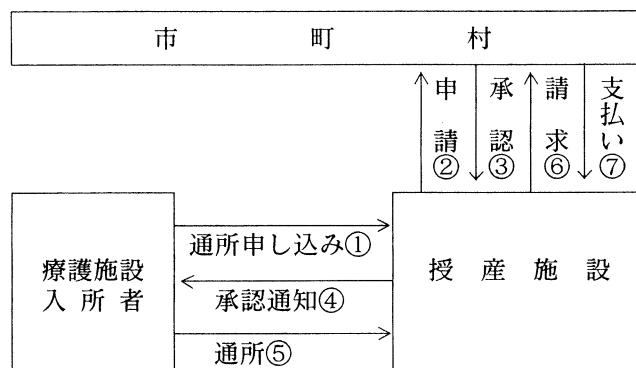
1 概 要

身体障害者療護施設は、重度の身体障害者を対象とした生活の場所であるが、その入所者のうち授産施設での訓練になじむ者は、施設外において

訓練や作業等を行うことにより、残された能力の活用や機能維持、社会参加と言った観点から入所に生きがいを持たせ、また、生活の質も改善することにもなるので、昼間は授産施設に通所できることを認めるものである。

2 留 意 点

- (1) 対象者は身体障害者療護施設の入所者であって、障害（程度）の状況、作業能力を勘案して授産施設での訓練が可能である者を、例外的に認めるものであること。したがって、更生訓練費の支給対象者とはしないこと。
- (2) 利用形態は、措置形態とするのではなく、利用形態とし、通所を希望する者から利用施設へ申し込みを行い、申し込みを受けた施設は、当該入所者が措置されている市町村に申請し、承認を得るものとする。



- (3) 費用徴収は、本来措置をされている施設で行うものとし、利用施設では行わないこと。
- (4) 授産施設での通所の受入は、従来より行われている「身体障害者更生援護施設等の設備及び運営について」第4章第6に定める通所事業により行うこととする。なお定員については、毎年度実施している通所事業の定員協議により承認された人数とすること。
- (5) 経費の支払は、従来の通所事業と同様の取扱いとすること。
- (6) 平成10年度分の授産施設における身体障害者療護施設入所者の通所事業定員協議については、別途通知する予定であること。

〔別紙〕

1. 1を次のように改める。

1 通所事業について

(1) 運営基準第4章第6に定める通所事業の対象者について

運営基準第4章第6に定める身体障害者授産施設及び重度身体障害者授産施設の通所事業の対象となる身体障害者には次に掲げるすべてに該当する者（以下「対象者」という。）も含むものとする。

ア 身体の障害等により毎日施設へ通所することが困難であるが家庭において当該施設の作業種目に従事することが可能と認められる者

イ 通所によるものと同様の更生効果が得られると認められる者

対象者は、必要な訓練及び技術指導等を受けるため概ね月2回以上通所するものとする。

施設長は、指導員を適宜対象者の家庭へ訪問させ、技術指導、材料の引き渡し及び製品の受け取り等にあたらせるほか、対象者を施設の各種行事等に参加させる等積極的な指導に努めるものとする。

更生訓練費の支給に当たっては、施設長は対象者の作業日誌等の記録を勘案し、訓練従事日数を決定するものとする。

対象者の措置に要する費用の支弁は、一般の通所事業対象者と同様とすること。

(2) 身体障害者療護施設入所者の取扱いについて

身体障害者療護施設の入所者であって、残存能力や本人の意欲、授産科目等を勘案し、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設に通所して必要な訓練等を行うことが、生きがいや社会参加等、生活の質の向上に資するという観点から、適当と認められる場合、運営基準第4章第6に定める通所事業の対象者と同様の取扱いをして差し支えないものとする。

対象者は、必要な訓練等を行う身体障害者授産施設等に申込みを行い、当該施設長は、対象者が措置されている市町村長に対し申請し、承認を得ること。

更生訓練費については、支給の対象としないこと。

対象者が訓練等を受けるための送迎については、入所措置を受けている身体障害者療護施設において行うこと。

対象者の利用に要する費用の支弁は、一般の通所事業対象者と同様とすること。